

別紙 サスティナブルコスメアワード ロゴマークの使用条件

サスティナブルコスメアワード受賞商品は、受賞商品であることを文章等でPRできるほか、受賞記念ロゴマーク（以下、「ロゴマーク」という。）を使用することができます。

(2)項「ロゴマークの使用条件」に同意のうえ、積極的な活用をお願いします。

(1) ロゴマーク使用の手続き

ロゴマークの使用・表示を希望される場合は、当書面に記載されている「ロゴマークの使用条件」に同意のうえ、「サスティナブルコスメアワード ロゴマーク使用許諾申込書（別紙）」に必要事項を記入・押印（社印または代表者印）し運営事務局宛にメール添付にてご提出ください。

運営事務局は申込書を確認後、ご担当者様に電子メールにて使用料のお支払いについてご案内いたします。使用料の入金が確認された時点でロゴマークのデータをメールにて送信いたします。

(2) ロゴマークの使用条件

①仕様の意匠条件

ロゴマークは、必ず「受賞年度と受賞された賞」が併記されている状態で使用してください。

*サスティナブルコスメアワード 2020 より当アワードで発行する受賞ロゴマークには「受賞年度・受賞された賞」が全て併記されたものとなっております。

②使用できる範囲

商品やパッケージなどにロゴマークを表示できるのは、運営事務局より使用許諾を受けた受賞商品またはノミネート商品および、その商品に関連する媒体に限られます。使用できる媒体の種類には制限がありませんので、商品本体・包装、パンフレット等の印刷物、ウェブサイトなどに幅広くご使用いただけます。なお、使用許諾を受けた権利の第三者への譲渡は認められません。

(注1) サスティナブルコスメアワードのロゴマークは、環境省「つなげよう支えよう森里川海」アンバサダーを務めるキャラクターアーティスト tarout 氏の創作物であり、著作権法により保護されています。

(注2) 受賞を理由として、(公財)日本環境協会の登録商標であるエコマークロゴを使用・表示することはできません。

万が一、使用許諾を受けずにロゴマークを使用した場合は、著作権法または商標法にもとづく刑事罰を含む法的措置などの対象となることがあります。「サスティナブルコスメアワード応募中」などの記載も認められません。

③有効期間

ロゴマークの年間使用料をお支払いいただくことにより、受賞結果の公表日から1年間使用可能（2020年度受賞製品の場合2021/1/13-2022/1/13）です。その期間を越えてロゴマークを使用する場合は再度、申請を行ってください。（以下内容参照）

*過去に受賞した賞の受賞記念ロゴマーク継続使用について

お手数ではありますが、過去に受賞した賞のロゴマークを使用する場合にも申請が必要になります。継続使用手続き期間中（毎年12月）に「サスティナブルコスメアワード ロゴマーク使用許諾申込書」を事務局宛にメールにてご提出ください。「サスティナブルコスメアワード ロゴマーク使用許諾申込書」の受け取り確認後、事務局よりご担当者様に電子メールにてロゴマーク継続使用料のお支払いについてご案内いたします。

使用期限の翌日以降（2020年度受賞製品の場合2022/1/14～）は、すでに製造したロゴマーク表示済の商品（いわゆる在庫品）も同日以降は出荷できなくなりますのでご留意下さい。なお、期間満了日までに市場に出荷された商品については、この限りではありません。

なお、ロゴマーク使用有効期間内であっても、受賞商品およびノミネート商品が以下のいずれかに該当した場合には、運営事務局は使用許諾を受けた者に対し、いつにてもロゴの使用・表示を停止または終了するよう要請し、使用許諾を受けた者はこれに従うものとします。

- ・受賞商品またはノミネート商品の原料や仕様が変更されたとき。
- ・応募書類などに虚偽の記載があったとき。
- ・使用許諾を受けた者がサスティナブルコスメアワードの信頼を傷つける行為を行ったとき。
- ・その他、運営事務局が、サスティナブルコスメアワードの適正な実施を図るために必要と認めたとき。